

ペインクリニック専門医資格更新に必要な点数取得基準

ペインクリニック専門医資格の更新を申請する場合は、以下に定める配点によって、5年間で総得点50点以上取得したことを証明する書類を提出しなければならない。

1 学会出席

社)日本ペインクリニック学会大会	10点
ペインクリニック関連国際学会	10点
社)日本ペインクリニック学会が行う講習会(リフレッシャーコースを含む)など	5点
社)日本ペインクリニック学会地方会	5点
社)日本ペインクリニック学会関連学会(社)日本麻酔科学会、日本疼痛学会、日本臨床麻酔学会など)	5点
その他関連学会	

その他の関連学会とは、ペインクリニック専門医認定委員会が適当と認めた学会、研究会などをいう。基準点は委員会においてその都度審議の上、決定する。

2 学会発表(ペインクリニックに関する内容)

(1) 社)日本ペインクリニック学会大会

主演者	
(特別・教育講演の演者、シンポジスト、パネリストなどを含む)	10点
共同演者	演者数で10点を除した点数 (ただし、端数が生じた場合には四捨五入する)
座長、司会およびコメンテータ	5点

(2) ペインクリニック関連国際学会

主演者	
(特別・教育講演の演者、シンポジスト、パネリストなどを含む)	10点
共同演者	演者数で10点を除した点数 (ただし、端数が生じた場合には四捨五入する)

(3) 社)日本ペインクリニック学会地方会

主演者	5点
共同演者	演者数で5点を除した点数 (ただし、端数が生じた場合には四捨五入する)
座長または司会	3点

(4) 関連学会

主演者	
(特別・教育講演の演者、シンポジスト、パネリストなどを含む)	5点
共同演者	演者数で5点を除した点数 (ただし、端数が生じた場合には四捨五入する)

3 学会論文(ペインクリニックに関する内容)

学会誌筆頭著者	20点
学会誌共著者	筆頭を含めた著者数で20点を除した点数 (ただし、端数が生じた場合には四捨五入する)
国際誌筆頭著者	15点
国際誌共著者	筆頭を含めた著者数で15点を除した点数 (ただし、端数が生じた場合には四捨五入する)
関連誌筆頭著者	10点
関連誌共著者	筆頭を含めた著者数で10点を除した点数 (ただし、端数が生じた場合には四捨五入する)
著者	
ペインクリニック関連の専門書や教科書の執筆、分担執筆は論文発表と同様に業績と認める。	15点
ペインクリニック関連の一般書	5点

- 4 臨床経験 50 症例をあげ、その中で 5 症例の治療経過を規定の書式を用いて付記する。イニシャルによる患者名、性別、治療開始日、病名、治療法、400 字程度の治療経過を付記する。

備考

- 第 1 条** 学会出席は学会で発行する参加証、あるいはこれに代わるものの写しを提出すること。
第 2 条 学会発表はその抄録の写しを提出すること。
第 3 条 学術論文はその第 1 ページ目の写しを提出すること。
第 4 条 やむを得ない事情により、5 年間で総得点が 50 点に満たない者は、ペインクリニック専門医認定委員長に理由を記した猶予願と申請料 10,000 円を添えて提出することができる。この場合、次の 2 年間で合わせた 7 年間で 70 点以上を取得し、臨床経験 70 症例をあげ、その中で 7 症例の治療経過の付記し、修正申請料 10,000 円を添えて提出する。
第 5 条 ペインクリニック専門医を広告できる者は第 2 号該当者に限る。但し、第 1 号該当者でその後、日本専門医制評価・認定機構基本的診療科の専門医の資格を取得した場合は、広告できる。また、猶予期間中は広告できない。

附 則

- 1 本基準の改訂は、(社)日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医制度規則に従う。
- 2 本基準は 2009 年 7 月 19 日より施行する。

1989 年 1 月 31 日制定 1993 年 7 月 23 日改正 1995 年 7 月 26 日改正 1998 年 7 月 24 日改正 1999 年 7 月 17 日改正
2000 年 7 月 14 日改正 2001 年 7 月 13 日改正 2002 年 7 月 20 日改正 2006 年 7 月 15 日改正 2007 年 7 月 8 日改正
2008 年 7 月 21 日改正 2009 年 7 月 19 日改正

学会誌編集委員会運営規則

第一章 目的

本規則は、一般社団法人日本ペインクリニック学会定款第一章第 3 条第 2 号の規定に基づき、日本ペインクリニック学会誌（以下学会誌）を発行するにあたり、設置された学会誌編集委員会（以下委員会）の運営に関して必要な事項を定める。

第二章 刊行

学会誌は、年 4 回刊行し、毎年第 3 号を「大会号・抄録集」に充てる。

- 2 第 1 号、第 2 号、第 4 号の刊行は、それぞれ 1 月、5 月、9 月とする。

第三章 委員会構成

委員長は、理事会が指名し、編集委員会を統括する。

委員会は、委員長並びに若干名の委員及び役職指定委員をもって構成する。

- 2 委員は、評議員の中から委員長が推薦し、理事会の承認を経て代表理事が委嘱する。必要に応じて専攻分野を考慮した委員を加えることができる。
- 3 役職指定委員とは、会長、前会長、前々会長及び事務局長とする。

委員会は、専攻分野を考慮した査読委員を置くことができる。

- 2 査読委員は、委員会が推薦し、代表理事が委嘱する。

委員長及び委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

附 則

本規則の改廃は一般社団法人日本ペインクリニック学会定款に従う。

委員会は、発行月 1 ヶ月前に年 4 回行う。

編集事務室は、学会事務局におく。

査読料として、査読委員は、一編につき 2,000 円、委員長は 3,000 円を支払う。

本規則は 2009 年 7 月 19 日より施行する。

1998 年 7 月 24 日制定 1999 年 7 月 17 日改正 2001 年 7 月 13 日改正 2002 年 7 月 20 日改正 2006 年 7 月 15 日改正
2007 年 7 月 8 日改正 2008 年 7 月 21 日改正 2009 年 7 月 19 日改正

委員会細則

(目的)

第1条 この細則は、(社)日本ペインクリニック学会定款第20条の規定に基づき、当法人に設置する委員会に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 当法人の会務を円滑に実施するため、代表理事の諮問に応じ重要事項を審議し、又は総会議決事項の執行にあたり理事会および評議員会を補佐するための委員会を設置する。

(種類)

第3条 委員会は、常置委員会および特別委員会に区分する。

2 特別委員会は、当法人の運営にあたり特に重要な事項の審議に限って設置し、その期間は2年を限度とする。

(常置委員会)

第4条 当法人の常置委員会の名称及び職務は、別表に掲げるとおりとする。

(構成)

第5条 委員会の構成は、委員長1名および委員若干名とする。

2 委員は、正会員をもって充てる。ただし、委員総数の3分の2以上は理事または評議員でなければならない。

3 正会員以外の者を委員とする必要があると委員会が判断したときは、前項の規定に関わらず、理事会の承認により、正会員以外の者を委員とすることができる。

(委嘱)

第6条 委員長は、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。

2 委員及び臨時委員は、委員長が推薦し、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 連続する4年の任期が終了する委員が、委員長の職にあるときには、前項の規定に関わらず1年に限り当該委員会の委員を継続しなければならない。

3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(報告)

第8条 委員会の委員長は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、文書による代表理事への報告および理事会での口頭報告とする。

(経費)

第9条 委員会の活動にかかる経費は、当法人が負担する。

(専門部会)

第10条 委員会は、その職務を分担するために、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、委員及び正会員の中から委員会の推薦により代表理事が委嘱する。

3 専門部会の部長は、当該専門部会が所属する委員会の委員をもって充てる。

4 委員長は、専門部会の職務が終了したときには、年度内に関わらずこれを廃止することができる。

5 委員長は、専門部会を設置又は廃止したときには、理事会に報告しなければならない。

6 専門部会の部会員任期は、1年とし、再任を妨げない。

7 専門部会員は、複数の専門部会員を兼務することができる。ただし、兼務できる専門部会の数は、3専門部会までとする。

(細則の変更)

第11条 この細則は、理事会の議を経、総会の承認を受けなければ変更することができない。

(雑則)

第12条 この細則のほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

第13条 委員会による決議は委任状を含めた過半数の委員の賛成を条件とする。

常置委員会

委員会の名称	職務
--------	----

健康保険検討委員会	ペインクリニックの診療を適正に行う為の事項。健康保険制度のもとに健康保険の職務。
用語委員会	ペインクリニックに関わる診療・研究の用語に関する事項。
広報委員会	HPの管理。外部団体等への広報・宣伝
会則検討委員会	社)日本ペインクリニック学会の定款と細則に関する事項。
ペインクリニック治療指針検討委員会	ペインクリニックの治療指針に関する事項。
安全委員会	ペインクリニックに関するリスクマネジメントに関する事項。
将来構想委員会	社)日本ペインクリニック学会の将来に関する事項。
学術委員会	学術に関係する企画を行なう。
倫理委員会	ペインクリニック診療が法的、科学的、倫理的に妥当であることを推進する。
感染委員会	ペインクリニック診療を適正に行なう上での感染制御の知識と技術に関する事項。

- 1 本細則の改廃は、一般社団法人日本ペインクリニック学会定款に従う。
- 2 本細則は、2009年7月19日より施行する。

2007年7月8日制定 2008年7月21日改正 2009年7月19日改正